

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月8日

静岡県知事 殿

提出者

住 所 東京都中央区佃二丁目1番6号

氏 名 三井住友建設株式会社 東京土木支店

執行役員支店長 奥村 一彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-4582-3134

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三井住友建設株式会社 東京土木支店
事業場の所在地	東京都中央区佃二丁目1番6号
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	30,094百万円（令和3年度元請完成工事高）
③従業員数	267名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・計画、施工段階での発生抑制の検討 ・廃棄物の発生量を減少できうる工法を採用する。(プレキャスト化) ・仮設材(型枠材等)の転用率向上に努める。 ・梱包材の簡易化及び再利用の向上。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類、建設汚泥の発生抑制に努める。 ・工事関係者の意識向上教育の実施。 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・作業所条件に適合した分別方法、分別品目を決める。 ・分別ヤードの確保と分別表示の実施。 ・分別品目の細分化による混合廃棄物の縮減。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・更なる定期的な教育訓練の実施。 ・廃プラスチック類の更なる分別による廃棄物量の縮減。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) ・自社において建設廃棄物の再生利用を行った作業所はなかった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・自社において建設廃棄物の再生利用が行える場合は再生利用を行う。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) ・自社において建設廃棄物の中間処理は行っていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・自社において建設廃棄物の中間処理が行える場合は中間処理を行う。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) ・自社で埋立処分または海洋投棄処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後、自社で埋立処分または海洋投棄処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・支店独自に取引実績、業績、電子対応等を加味し、委託業者認定リストを作成し、優先的に委託先を決めている。 ・処理委託業者の中間処理施設のパトロールを実施し、適正処理が実行されていることを確認する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者及び認定熱回収業者、認定外熱回収業者への処理委託率の増加を図る。 ・リサイクル率の高い処理業者への委託率増加。 ・廃プラスチック類の分別回収に対応可能な処理業者への委託率増加。		
※事務処理欄			

別添 1 処理工程図

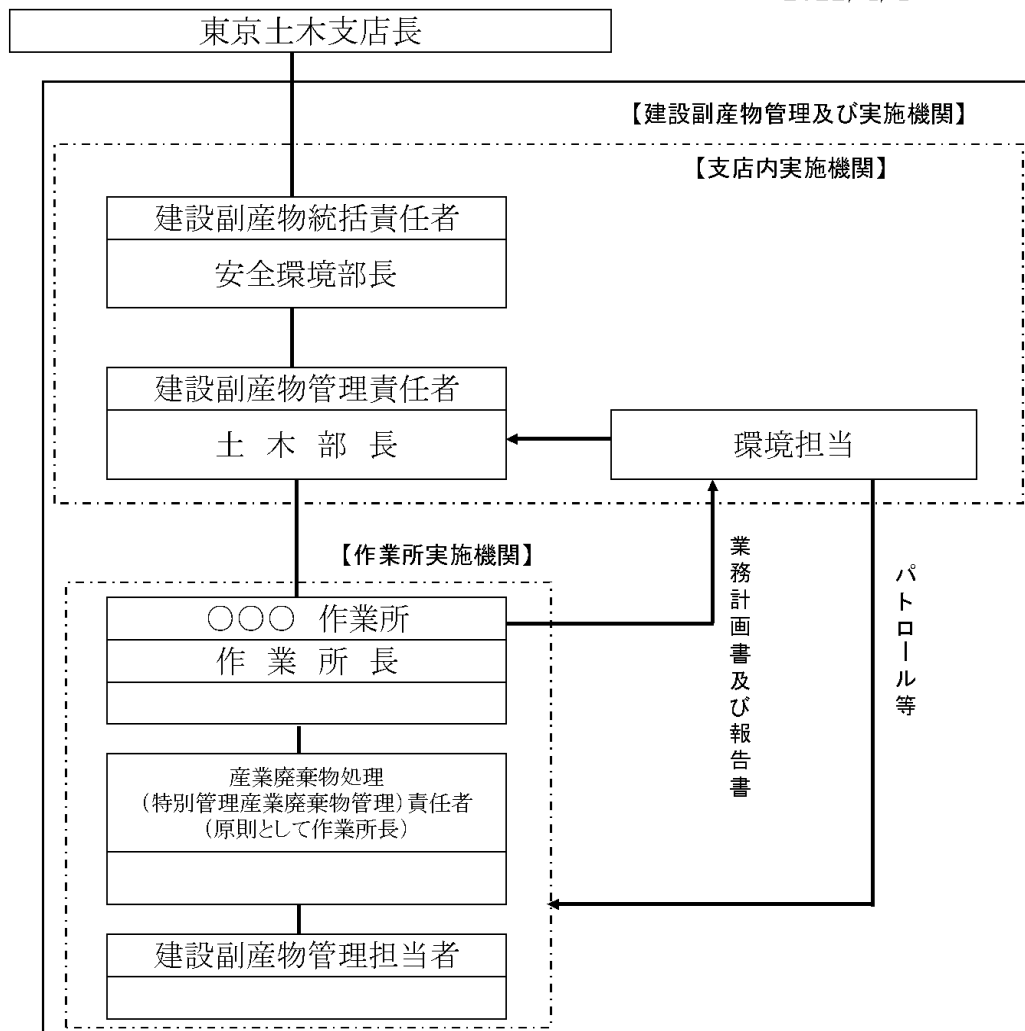
産業廃棄物の一連の処理の工程



別添2 管理体制図

建設副産物管理組織図

三井住友建設株式会社 東京土木支店
2022/4/1



名 称	役 割 と 責 任
建設副産物統括責任者	・施工に関わる建設副産物を統括的に管理する。 ・部支店外への対応を行う。
建設副産物管理責任者	・自施工部門の建設副産物を総合的に管理する。
作業所長	・自作業所の建設副産物を管理する。
産業廃棄物処理 (特別管理産業廃棄物管理)責任者	・作業所の産業廃棄物処理(特別管理産業廃棄物)の適正処理を管理する。 (廃掃法第十二条六項又は第十二条の二第六項の規定による) (原則として作業所長)
建設副産物管理担当者	・自作業所の建設副産物の日常管理をする。
環境担当	・建設副産物処理に関する事項を管理する。

